



本院でのセカンドオピニオン外来のご案内



セカンドオピニオン外来のご案内

セカンドオピニオンとは「第二の意見」という意味で、主治医以外の医師から治療方針等の意見を聞くことです。近年、医学の進歩はめざましく、ひとつの病気でもいろいろな治療法が選択できるようになりました。自分の病気にはどの治療法が良いのか？納得して治療を受けていただくために複数の医師の意見を聞き、患者さまが治療法を選択するというシステムを推進するためセカンドオピニオン外来を開設しております。現在かかっておられる主治医（他院）からの紹介状や検査データ等をもとに、当院の各領域専門医があらかじめ検討を行い、患者さまに治療方針について意見を述べさせていただきます。

対象疾患

内科（腎臓、脳血管障害を除く内科疾患）、
外科（肺がん、乳がん、甲状腺がん、食道がん、胃がん、大腸がん、膵臓がん、胆管がん、肝がん、胆石症、
兎径ヘルニア、自然気胸、肺のう胞）
その他次の診療科的疾患（神経内科、整形外科、脳神経外科、産婦人科、耳鼻咽喉科、眼科、皮膚科、腎泌尿器科）
※小児科、精神・心療内科、麻酔科ではセカンドオピニオンはおこなっておりませんのでご了承ください。

費用と申込方法

30分あたり10,000円（税別）健康保険は適用されません。予約時間の20分前に1番紹介状窓口にお越しください。

①まずはお電話を

当院「地域医療連携部」へお電話ください（06-6387-3311 代表）。内容説明のうえ申込書類を郵送いたします。（受付 平日13:00-17:00）直接来院していただいても結構です。

②申込書を郵送

申込書、紹介状（診療情報提供書）、同意書（家族のみの相談）を記入し郵送してください。

③日時決定

書類到着後、セカンドオピニオンの日時を決定しお知らせいたします。1週間～2週間後の平日午後となります。

④検査データ等を提出

レントゲンフィルム、病理標本、検査データ等を持参もしくは郵送してください。

対象者

患者さま本人。家族のみの相談も可（同意書等が必要）

相談に必要な書類（事前に提出）

- ・ 申込書
- ・ 紹介状（診療情報提供書）
- ・ レントゲンフィルム、病理標本、検査データ等
- ・ 家族のみ相談の場合は同意書と身分を証明する物（保険証、運転免許証等）
- ・ 患者様が未成年の場合は続柄を証明する物（保険証等）

相談をお受け出来ないケース

- ・ 紹介状（診療情報提供書）が無い場合
- ・ 転医希望、主治医への不満、交通事故、医療事故等に関する相談
- ・ 患者さま及び家族以外からの相談
- ・ セカンドオピニオンに適さないもの

その他のご注意

- ・ 面談のみで、診察・検査等はできません。
- ・ セカンドオピニオンの内容は紹介元の主治医にお知らせします。

問い合わせ

〒564-0082 吹田市片山町2丁目13-20 地域医療連携部 06-6387-3311 内線（2151）

受付時間 午後1時から午後5時

他院でのセカンドオピニオン外来

他院でセカンドオピニオンを希望する患者さまへ

当院ではセカンドオピニオンを推進しています。

- ・ 患者さまから主治医へ、他院でセカンドオピニオンを受けたい旨をご相談下さい。
- ・ セカンドオピニオンを受けたい病院が、病院からの予約が必要な場合は病院間で調整し予約日をご連絡いたします。
- ・ 主治医から、診療情報提供書・検査データ等の治療経過がわかる資料を受け取ってください。
- ・ セカンドオピニオン受診後はその結果を踏まえて、主治医と今後の治療方針を決めてください。